

平成 2 2 年 1 1 月

第 1 6 回
災害土砂処理委託調査
特別委員会会議録

1 1 月 1 8 日（木）

防 府 市 議 会

平成22年第16回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年11月18日（木） 午前10時33分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

（1）災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員（15名）

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青 木 明 夫
〃	安 藤 二 郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員（0名）

○委員外議員（１名）

行 重 延 昭

○説明のため出席した者

生活環境部次長

吉 村 和 幸

クリーンセンター所次長

今 田 芳 隆

○出席書記

森 重 豊

午前１０時３３分 開会

○伊藤委員長 ただいまより、災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくをお願いします。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開といたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

それでは報告書のまとめについて行いますが、最初に執行部及び県内、他市等に照会したものをお配りしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。（発言する者あり）いや、あれは次長が行きましたから。

じゃあ、まず、冊子になってる市長名で返ってきた回答ですね。こちらをごらんください。照会した内容ですが、過去５年間、工期が１年以内の工事において、前払金、部分払、いずれも支払ってる例があるかどうかと。あれば、具体的にどのものか。契約の写しを添付してくれというお願いでしたが、それに対する返答がこれであります。あるということで、学校給食共同調理場内の給食センターの建設工事のものであります。

これ、どこに。どこを見たらわかるんですかね。

○土井委員 何で、これ工事請負、仮契約書が出てくるんですかね。（発言する者あり）

○伊藤委員長 １２ページに、３６条に前払金の仕様等というのがあります。次の３７条に部分払が規定してあります。３６条を、「乙は、前払金この工事の材料費、労務費――

34条。（「34条」と呼ぶ者あり）失礼しました。34条、「請負代金額の10分の4内の前払金の支払いを請求することができる」ということになっております。

それから、37条で部分払い。これは……。

○土井委員 ちょっと待ってください。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 ええです。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 これは契約書じゃないですよ。

○伊藤委員長 仮契約書と書いてありますね。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時46分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

1について、今、回答について確認を行っておりますので、時間もありますので、ほかの事案について、ちょっと進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（「委員長」と呼ぶ者あり）はい。

○土井委員 その時間の間に、できれば、大きい事業で言や、各年度またがるというんで、体育館の契約書の写しでも一部でええから、持ってきてもらおうとありがたいがね。

○伊藤委員長 それはすぐ求めてできますか。

それは求めるということで、皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、異議なしと認めます。では、事務局お願いします。

すみません。このとおり、どうも17日付で出ておりまして、私もきょうの朝、初めて見ましたので精査が足りておりませんが、②をごらんください。過去5年間工事請負において、事務吏員が検査員となってるケースあれば示してくれということでしたが、工事請負では、すべて技術職員が工事の検査を実施しているということでありました。

それから、3、維新と3月12日に交わした契約書において、114条の条文がない理由を示してくれということでしたが、答えとしては、「委託契約につきましては担当課が作成することが多く、本契約、この維新との契約におきましても、クリーンセンターが作成した契約書であります。本契約書を作成するに当たり、ほかの業務委託の契約書を参考にし、土砂分別の契約書を作成いたしました。しかしながら、参考にした契約書に履行遅

延の条文がなかったため、条文化に至らなかったものです」と。つまり、何か参考にした契約書があるんだが、それに履行遅延についての条文がなかったと。ですから、そのまま漏れてしまいましたという答えであります。

○木村委員 何、参考にしたんか、それを持ってきてもらわんにゃ。それこそ。

○伊藤委員長 参考にした条文というのは具体的にどれか。これは求めるということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、その参考にした条文というのを具体的にどれかということをお求めます。そして、その現物の。（「参考にした契約」と呼ぶ者あり）契約、すみません。契約書を、写しを求めることにいたします。事務局お願いします。

○土井委員 清掃業務とかね、清掃業務には遅延はないんよ、絶対。

○伊藤委員長 動いてください。暫時休憩いたします。

午前 10 時 49 分 休憩

午前 11 時 01 分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

もう 1 点、事務局が文書照会していただいた物で、調査票というのがありますが、これをまとめていただいた物がありますんで、ちょっと、この説明を事務局のほうからお願いします。

○河田議会事務局次長補佐 まず、一般廃棄物の処理業の許可についてということで、災害等が発生した場合に許可を出しているか。災害等に関係なく申請によって許可を出しているか。その他ということで調査をいたしました。

1 枚目のところに丸がしてあるのが回答事項であります。その他のものについては備考欄にそれぞれ記入をしております。

以上です。

○伊藤委員長 ということで、ごらんになってわかるとおり、県内他市では、災害発生したということでの許可というのはないと。関係なく申請によって許可を出してるということと、基本的に出してないということも半分程度あるということでもあります。それから廃掃法の趣旨に準じているものですね。困難なものが生じたときに出すという考え方のもものも、周南市なんかは書いてあります。

それから、土砂災害等で被災されたところの調査ですが、1 枚めくっていただいて、はい。じゃあ、説明してください。

○河田議会事務局次長補佐　これが被災地の調査ですけれども、災害による土砂処理について、一般廃棄物で処理しているか、また、その他かということで、調査をまず行っております。一般廃棄物、産業廃棄物、それぞれ処理してないということで、その他の欄にそれぞれの項目が書いてあります。

それから災害土砂の処理についてですが、市がやったのか、業者がやったのかということで、右側のほうに、マル・バツで載せております。業者が処理した場合においては、どのような方法で処理したのかということで、マル・バツでやっております。

以上です。

○伊藤委員長　結果、4市調査した結果、このとおりでございますが、一般廃棄物という形で全部処理したところはないということでございます。基本的に残土という形の処理が多いと。市がやったところもないと。山口が1件業務委託ということで、工事請負で3市やってます。議会の議決に付すべき契約としたかどうかについては、4市ともやってないと。恐らくこれはうちのような仮置きして云々という話じゃないからだと。現地から、そのまま、すぐ即出すということなんで、専決でやったということだろうと思いますが、そういった結果でございました。

それから処理について、中国5県について照会していただいたものの説明をお願いします。

○河田議会事務局次長補佐　中国5県のうち山口県以外の調査ということで、平成21年8月以前に、トロンメルまたはスケルトンバケットで、一般廃棄物処理の業の許可を出している業者の調査をいたしました。広島、ゼロ、島根、ゼロ、鳥取、ゼロ、岡山は把握してないということです。

それから2番目として、土砂の分別能力が1日当たり5トン以上の場合の施設設置許可について、回答を求めたところ、以上のような形になっておりまして、許可を要する、要しない以外のものについては、その他に記述をしております。

以上です。

○伊藤委員長　という結果でございます。ありがとうございました。

一応、それが以上であります。きょうは2点ほど別添に資料が、A版の1枚紙が2枚あります。1枚は、先ほどいただいた業務委託契約に係る遅延による侵害——これ損害のことですね。損害金徴収条項についてということで、契約の中にそれを損害遅延金についてうたうかどうかということが書いてあります。これは業務委託だから入れなかったというような言葉もありましたが、業務委託の場合どうかということであります。これは三原委員のほうからですか。

○三原委員 うん。

○伊藤委員長 じゃあ、ちょっと説明願いますか。

○三原委員 事務局の河田補佐のほうにちょっとお願いして調べてもらったんですが。これ今書いてあるとおりで、県内13市のうち6市がいずれもきちんと統一して入れているということになっております。ここではっきり入れてないと書いてあるのは、下松市。これは、下松市の考え方は完了しないと支払わないと。完了払いですよということで、下松市はそういう条項の中でやっていますと。あとの統一してない、各課でまちまちというのが5市ありますけど、これについては契約内容によって、入れたり、入れなかったりすることがあると。それともう一つは全部を把握しきれてないということでした。だから、あのときたしか部長が他市も5市ほど調べたが入れてないと、ということたしか言ったと思うんですが、これからいくと、入ってるほうが、きちんと入ってるのが多い。ほかも決して入れてないんじゃないくて、きちんと把握してない。それぞれの課がやってるということで、十分な把握はしてないと。入れてないわけでもないという回答であったということでした。

○伊藤委員長 ありがとうございます。5市調べたというのは、入れてないところを偶然5市やっちゃったってことなんですか。

○三原委員 うん。これだから、これ入れてないんじゃないん。

○伊藤委員長 各課でまちまちだということですね。

○三原委員 うん、把握はしてないっていう。だから、あんまり大きな業務委託はないんじゃないろう。

○伊藤委員長 はい。それから、もう1枚ですが、ちょっと太めのゴシック体で書かれてあるのは、これ私のほうからなんですが。草木残土という言葉がよく職員のほうから出てきたんですが、こういう言葉が本当にあるのかどうかと。私、いろいろ調べた中で、草木残土って言葉は出てこなくて、これは防府独自の言葉なんではないかというふうに思ったんで、県内他市を調べていただきました。結果、こういうことでありまして、基本的には草木残土という言葉はない。山口市に表現として使うことがあるが、文書にはないということです。それを、そういった草木まじりのものがないかだめかというのは、これは最終処分場に搬入できるかどうかというのは、割と市によってまちまちですが、まちまちです。これは、その以前に土砂の扱いをどうするかという問題もあるようであります。

私のほうからは以上であります。

○田中健次委員 草木残土という言葉は防府市もないんですよ。言葉は使う……。

○伊藤委員長 そうです、はい。

○田中健次委員 だから、山口市と……。

○伊藤委員長 同じということですね。

○田中健次委員 同じということだと思うんですけどね。

○伊藤委員長 はい。

○田中健次委員 防府市の……。

○伊藤委員長 文書にはないわけですね。

○田中健次委員 文書にはないと思います。

○土井委員 なかったかいね、あれには。——すみません。一般廃棄物最終処分場の搬入規則は。廃掃法規定。

○田中健次委員 草木残土、草木残土という言葉はないです。

○土井委員 一覧表の中にも。

○田中健次委員 はい。

○伊藤委員長 一覧表の中には、まじった物という表現でした。

○土井委員 まじった物。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 まじった物。いや、そりゃ、まじった。草木残土がまじったとは言ってない。

○伊藤委員長 言わなかったです。はい。

○田中健次委員 草とか、草木とか、何か、そういう言葉で、そんな感じ。

○三原委員 ひっつけて残土って、位置づけちよるのはない。

○土井委員 質問していいですか。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 いろいろ。

○伊藤委員長 わしに。

○土井委員 まず、一点、事務局が調べてもろうた一般廃棄物の処理業の許可についてという調査ですけども、これは災害等の発生した場合とか、なんだ、関係なくて、要するにこれ、土砂の一般廃棄物処理業の許可について聞いとるかどうかな。要するに、土砂に限らんやいけんわけいね、この調査は。紙とか、そんとじゃったら、いっぱいやっちよるわけ。災害に関係なく申請によって許可という。この許可は土砂を対象に調査をしてくれたかどうか。

○伊藤委員長 これはいかがですか。

○河田議会事務局次長補佐 質問の電話があったところについては、そういうふうにお答えしておりますけども、質問がなかったところについては、調査票のほうにそういうふう

な……。

○伊藤委員長 ちょっと、そういうふうな表現にはなってないですね。

○河田議会事務局次長補佐 表現ではなかったなので、今、即答はできませんけど。

○土井委員 なってないということは、ちょっと、この。僕たちが知りたいのは、土砂についてどうかということなんですよね、はよ言や。紙とか、そんとは一つも聞いちゃおらんわけで。そりゃ、紙なんかじゃ、いっぱいあるんじゃ、防府だって。だから、ちょっと信憑性に問題がありかなという感じがしました。

○伊藤委員長 これはもう一度電話でも聞いていただいたほうがいいですか。

○土井委員 もう、どっちでもええです。

○伊藤委員長 どっちでもええですか。わかりました。

○土井委員 それから、2枚目……。

○伊藤委員長 ほかの方々もええですね。

○土井委員 確認だけは……。

○伊藤委員長 はい。

○土井委員 私が。ほかの人、また聞いてください。ええです。

それから2枚目の紙で、災害による土砂処理方法についてってあるんですが、これは何年災を聞いちゃったんでしょうか。

○伊藤委員長 これは、それぞれ違うんじゃないですか。はい。

○土井委員 それぞれ違うんなら、なぜ、これが選ばれたのか。いや、あんまり大きくないかなという。要するに、新しく法律ができた、やはり広島県ですかね。あれなんかというのは物すごくあれして、災害何とか何とか防止法というのができたんですよね。そのきっかけになるぐらい大きなところを聞いてほしかったのが一つと。それと議会の議決に付すべき契約とした、どうかというのは、要するに市で言うと、1億5千万円以上のがあったけれども議決をしてなかったのか。いやいや、1億5千万円より皆下やったら当たり前の話なんですよ。そこの辺を留意して、照会をしておられるかどうかをちょっと聞きたいんですが。

○伊藤委員長 いかがでしょう。

○河田議会事務局次長補佐 「委託契約とした場合、地方自治法第96条第1項第5号の規定に、議会の議決に付すべき契約としたか」というふうな質問でしておりますので、入っておると思います。

○土井委員 いや、ちょっともう一遍。

○伊藤委員長 今、調査票読んじやっただけですね。

○河田議会事務局係長 「委託契約とした場合、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約としたか」という質問で調査を出しております。

○土井委員 そうすると、委託契約をした場合という前提条件がついてるということは、飯塚市の場合は、こういう工事請負費としてやってるから、委託契約ではないから、てんから対象外になりますという意味のペケですかね、これは。いや、工事請負費だけでも1億じゃから、ペケになっちゃうのかね。だから、あんまりこれも信憑性がないという感じがしますが。

それと、委託契約について延滞、損害徴収ですけども、業務委託契約に係るちゅうて聞いたら、こんな感じになるんですよ。けど、その業務委託契約の中でも、例えば、勘場川のようにJRに委託するような委託契約があるんですよ。そういう工事、工事的な業務委託契約についてどうかという形で聞いてほしかったんよ。これ、清掃委託とかね、設計委託じゃったらこうなるんですよ、はよ言や。だから、業務委託でも工事的性格の業務委託契約。清掃委託とか、設計委託というのは天気なんか関係ないんですよ、はよ言や。だから、ここで言う業務委託契約に係るといえば、設計委託であろうと、宇部なんかはおくれたらだめよと。おくれたら罰金取るけえの、こう言っとるわけいね、極端な言い方したら。それからして、大体推測はできますけどもね。多分、僕、勘場川のJRへの委託は、多分、損害遅延金は項目として入ってると思いますよ。同じ業務委託契約でも。（「あれ入ってる」と呼ぶ者あり）入っちゃうやろ。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、同じ業務委託契約でも、工事的な業務委託契約は必ず遅延金というのは入ってくるんですよ、はよ言や。そのことを僕は主張したい。

以上です。

○田中健次委員 今回の資料の2枚目ですけど、このほうに昨年の災害の関係の箇所ですかね。九州の関係があるので。

○伊藤委員長 いかがですか。（「高速道路とかね」と呼ぶ者あり）

○田中健次委員 はい。（発言する者あり）そうですか、はい。そうすると山口市は、これ業務委託になってるけど、前の話だと山口市は直営で作業したというふうに、これまで皆さんの話だとなってるんですが、こういう回答は返ってきたわけですか。

○松村委員 ちょっといいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それについて、ちょっと聞いたほうが——はい。直営だったんですけど、直後はやっぱり業者に委託したというような話を言いよったですよ。でも金額的には、そんな大したものじゃないですけど。というような話を聞きました。

○伊藤委員長 それは災害起こって、すぐ出さんやいけんって、わさわさってやったとき

のやつを委託したということですか。

○松村委員 その後、直営で処理をしたという。

○伊藤委員長 それはあることでしょうね。緊急避難的な部分について、委託で、ばあつとやったと。

○松村委員 やった業者を、僕知っています。

○伊藤委員長 ほか、ありますか。これだけぼろぼろ出てくると、また。

きょう回答、執行部から出てきたもので、今、1はとりあえず、今から返事が返ってくるまでペンディングしておきますが、2について、要は検査についてですね。部分私の部分の検査員となってるケースがあるかどうかということで、これは報告書に表現として入れていくと。つまり、事務吏員が検査をしたというのはおかしいということで報告書に入れていくということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 じゃあ、これは入れていくということにいたします。

○木村委員 それで、これ、これについての理由なり、言いわけってのはおかしいが。これは何もないけど、どういうことなんですかね。

○伊藤委員長 ないんじゃないですか。理由が。（発言する者あり）

○木村委員 何か言うてもらわんにゃ。そら。間違いでしたとか。何か言うてもらわんにゃ。そりゃこのまま……。〔「理由がないから」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 理由は多分委託じゃからと言うと思いますよ。委託じゃからですって。

（「聞かんにゃいけんのじゃないですか」と呼ぶ者あり）聞かんにゃいけんのですね。

○田中健次委員 理由として、言いわけの機会も与えんにゃいけんでしょう。

○三原委員 理由もじゃけど、彼がやったというんじゃないら、さっき言ったように、彼に説明してもらわおういね、中を。

○伊藤委員長 いや、それはやった職員に聞くのとは、また趣旨が違いますよ。

○木村委員 だって、そういうことはないと言うちよるんじゃないら、今まで。事務吏員がやったことはない。（発言する者あり）

○伊藤委員長 やった職員が、なぜあんたがやったんかって、何を聞く……。

○土井委員 いや、だから、それまでに——いいです。やった職員がよう勉強しとってね、たったたった答えられれば、そら事務吏員でも悪いことはないわけじゃから。だから、答えられるか、答えないか。今、三原さんがおっしゃった。それはあるんですよ。答えられたら、それは許しちゃげんにゃあね、事務吏員じゃっていったって。そういう趣旨でしょ。はよ言や。（「そりゃ、そうです」と呼ぶ者あり）それはあるんですよ。絶対に技術吏員

がやらんにゃいけんて規則か何かに書きちゃうんなら、てんから必要もない、おかしいでと。

○伊藤委員長 この部分払に関する検査というのは、どこが所管するんですか。これは入札検査室になるんですか。

○土井委員 入札検査室に聞くほうがええかもしれんね。大体入札検査室が行くんじゃがね。その入札検査室の技術者が。

○伊藤委員長 それはだれが工事検査監室に発注するというか、だれが要請するんじやろう。現課が要請するんじやろうか。普段は。じゃ、やっぱり現課の責任者と職員に聞かんにゃいけんということになりますね。これは検査監室というのは言われてやるもんでしょ。（発言する者あり）じゃから、何であんたがやらなかったって、これに聞いても仕方ないですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）（「頼まれんからになる」と呼ぶ者あり）頼まれんかったならね。

じゃあ、聞きたいですね、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）結果は、私は見えておると思いますが、一応聞くと。聞く人を決めましょう。

○松村委員 今田さん。

○伊藤委員長 今田氏。はい。それと、これがやったという判断したのは、やっぱり責任者になるんじゃないですか、現課の。クリーンセンター所長なんかはよろしいですか。職員の今田さんだけでよろしいですか。

○田中健次委員 ただ、そうやって、今田さんまで呼ぶ格好になってくると、説明員という話になるんですかね。

○伊藤委員長 でしょ。

○田中健次委員 議決事件で、この前しないってことだったけど、6番目の議決事件でつけ加えんにゃ、ちょっとまずいような気もするんですけども、どうですかね。ちょっと事務局の見解も聞きたいんですけど。局長の見解も聞きたいんですけど。いや、今田さんまで呼ぶということになると、説明員という形になるのかどうか。そうなってくると議決事件で6番目で追加せんにゃいけんのじゃないかと思ったりするんですが、どうでしょうかということです。

○伊藤委員長 どうしますか。——今ですね、クリーンセンター所長と今田さんがこちらに来られてます。事情を聞くこと、説明をしていただくことは可能です。よろしいですか。そのまま行って。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、お呼びして、ちょっと御説明をお願いすることにいたします。じゃ

あ、呼んでください。

〔生活環境部次長 吉村 和幸君 入場〕

〔クリーンセンター所次長 今田 芳隆君 入場〕

○伊藤委員長 お忙しい中、所長と今田さんにはありがとうございました。

出していただいた資料でわかりづらい部分がありますので、若干説明をお願いいたします。こちらから不明な部分をお聞きしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お聞きなる方はお願いします。

○三原委員 出来形検査申請書がございますね。これ、だれか渡さんにやわからん。

○伊藤委員長 これは前回のやつですね。ちょっと、今、これについてお呼びしたんじゃないから、用意ができちゃっちゃんと思うんですけど。この出てきた資料についてわからんからってことでお呼びしたんで。まずは、そのことをちょっと。

先ほどの契約書について、呼べということだったんでお呼びしたんですが。もし、御質問がなければ、おわびして、お帰りいただきますけど。

○田中健次委員 契約書ですけれども、クリーンセンターのほうで契約書を作成したけれども、参考にした契約書に履行遅延の条文がなかったため、条文化に至らなかったということの答弁が本会議でもありましたし、そういうふう聞いておりますけども、参考にした契約書というのは、どういう契約書を参考にされたのか。（「今、ここに来てます」「回しています」と呼ぶ者あり）それ、ちょっと言うてもらわないと……。それ委員長が何かに、言ってもらって……。

○伊藤委員長 はい。じゃあ、御説明をお願いします。どのような契約であったかというやつを。

○吉村生活環境部次長 これは昨年度7月21日の豪雨の、これは瓦れきの分別についての契約書を作成しました。これを参考にして、今回の土砂の分別も、これに準じてという形で参考にしております。

○伊藤委員長 ちなみに、その瓦れきの分別の契約書をつくったときは、何を参考にしたんですか。

○吉村生活環境部次長 これは平成16年度だったと思いますが、そのときに災害がございまして、瓦れきの分別をいたしましたので、その部分を参考にしております。

○伊藤委員長 16年の災害の瓦れきの分別のときにも履行遅延に関する条文はなかったということよろしいですか。

○吉村生活環境部次長 はい。そういうことだと思います。

○伊藤委員長 この提出いただいた契約書なんですけども……。

○土井委員 ちょっといいですか。（「いや、これ、そのものは21年」と呼ぶ者あり）
16年の参考にして何をつくったって。

○伊藤委員長 7月に、21年の瓦れきの分別をつくったと。

○土井委員 いいです。——それは常に、全部クリーンセンターが起案をして、クリーンセンターが決裁をしてちゅうか、それは市長まで上がっちゃうか知らんが、でしょ。

○吉村生活環境部次長 そういうことです。

○土井委員 いや、だから、それはね、自分が頭の中でそねえしちよったら、そねえなるいね、前の見りゃ。いや、だから、ほかのがそうかという話で。全く類似な、自分が起案すりゃあ、前もそうやった、前もそうやったってなるんですよ。だから、ほかの委託契約にそうなっちゃうかどうかという話よね。他部局がやっとなるんよ。だって、工事検査監室は標準契約書を持ちやるわけで。標準契約書には、遅延利息とか、何とかかんとかというのは必ずあるわけじゃから。

○伊藤委員長 いや、そうなんですけど。土井委員、我々が求めたのは、その条文がない理由を教えてくださいということで、彼らが言う理由は、参考にしたものになかったという答えなるわけです。今回の件に関してはですね。

○土井委員 わかりました。参考にした物がろくなもんじゃなかった。

○伊藤委員長 そういうことです。はい。

今回、過去5年で、工期が1年以内の工事の中で、前払金、部分払、いずれも支払ってる例があるのかと。あれば、契約書の写しをくださいということだったんですが、これは仮契約書となってまして、——これはわからんわね。これ給食センターじゃけ、これは彼らに聞いてもわからんね。それと——これに関してです、三原委員。

○三原委員 ごめんなさい、ちょっと今先に行かれたから、遅延のやつですね。前回の部長、生活環境部長やったかな。それと所長来られて、条項がないと、違約条項ですね。損害条項がないということで。他市も参考にしたって言われましたけど、他市はどこを、他市も調べてみたけどという発言がありましたけど、どこの他市に問われたか、ちょっと教えてください。

○吉村生活環境部次長 契約書については、他市は参考にはしていませんけど。

○三原委員 いいです。これ部長が言われた言葉だから議事録残ってると思います。私、5市という言葉のを、私の頭の中にも、5市と言いましたね。残ってますので、それまた調べます。調べて、またお尋ねいたします。

○伊藤委員長 いや、参考にしたんじゃなくて、他市でもそうなってますという言い方だったように記憶してますけど。

○三原委員　じゃから他市でそうなってるって言ったけど、他市にはそういうのはない。その他市はどこかって聞いて……、他市を調べた……。

○伊藤委員長　どこの他市を調べたかというのはわかりますか。それは部長が調べた、そんなことはないですよ。

○吉村生活環境部次長　ちょっと、今、その書類がないんでわかりませんが、5市中2市という、業務委託について、履行遅延の規定が設けてないというふうには聞いておりましたが。（「類団と言うちゃった」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長　類団という言い方されましたけど、それは多分類団じゃないから違いますよねという確認を私がその後にしたと思います。前回の。県内の5他市ということですねという確認を。（発言する者あり）確認いたしますけども、5市お調べになって、うち2市について、履行遅延に関する条文がなかったということよろしいですか。

○吉村生活環境部次長　というふうに私は聞いてます。

○伊藤委員長　それ、だれから聞いたんですか。

○吉村生活環境部次長　部長だったか、はい、聞いておりますが、だと思えます。

○伊藤委員長　この契約書を作成、その原案を作成されたのは、これだれなんですか。部長がつくったんですか。

○吉村生活環境部次長　契約書ですか。

○伊藤委員長　はい。

○吉村生活環境部次長　土砂分別の。

○伊藤委員長　はい。

○吉村生活環境部次長　それは私どものほうで、クリーンセンターのほうでつくって、決裁を上げました。

○伊藤委員長　その他市を調べたのは、部長が調べたということですか。

○吉村生活環境部次長　そうですね。これは後からだったと思いますけれど。

○伊藤委員長　その後に、契約した後に調べたと。じゃあ、その契約するときには、それ影響与えてないということ。わかりました。

○三原委員　契約変更したじゃないですか、11月1日。あれにかかわる……。

○伊藤委員長　だから、それは調査事件じゃない。それを聞くと、ちょっとまずいですね。ほかございますか。

○土井委員　当初の3月12日の契約では、遅延に対する財務規則114条の項目が全く入ってなかったんですが、それを11月1日の変更契約の中では入れられたというのは、どういう理由ですか。

○伊藤委員長 変更契約。（発言する者あり）いや、この聞き方ならええんですよ。聞き方がええんですよ。

○吉村生活環境部次長 3月の当時は、私ども履行遅延については、契約当初ちょっと気がついておりませんでしたので、その後、調査の中でわかりましたもので、今回1日の変更契約の中に入れたということです。

○伊藤委員長 原契約のときにはぬかっちゃったということでええんですね。要は。

○吉村生活環境部次長 ぬかっちゃった……。

○伊藤委員長 気づかんかったということですね。

○吉村生活環境部次長 気がつかなかったということですね。

○土井委員 3月の当初契約のときには、工事検査監室あるいは土木建築部長も合議に決裁しておりますが、そのときに指摘は全くなかったですか。

○吉村生活環境部次長 そのとき指摘はございませんでした。

○土井委員 すみません。出来形検査を今田さんがしておられますが、あれ、どういう検査をしたかという内容説明は、聞いたんかいね、だれか。招喚後。（「聞いておりません」と呼ぶ者あり）どういう見方をすりゃええんか、ちょっと教えてもらおうとありがたいんですが。

○吉村生活環境部次長 技術的なことは業務支援の2名に出来形等々は、数量的なものは確認をいたしました。今、業務支援という立場、あるいは業務委託という性格でございますので、私どもの事務職員、所次長の今田が検査を、調書に記名、捺印したということでございます。

○伊藤委員長 確認しますが、実際に検査したというか、確認したのは技術支援の職員と。ただし、その判こを押したのは今田さんと、そういうことなんですね。

○吉村生活環境部次長 そうですね。当然、現地調査もございますので、現地調査、業務支援の2名、それと今田が立ち会って、数量的なものを確認したということでございます。

○土井委員 ですから、いただいとる資料、私ら、技術屋でも何でもないから、てんからわからんのですが、教えていただければありがたいんですが、見方を。

○吉村生活環境部次長 この数量的な中の積算、あるいは数字等々は業務支援のほうで確認をしております。検査員として署名捺印をしたということで、ちょっと中身のほうは、ちょっと業務支援のほうでないと、ちょっとわかりかねます。

○伊藤委員長 はい。ほかにございますか。

○土井委員 これ出てきた中に白紙が2つあるんですけど、ここは何か意味があるんでしょうか。先日出てきた中に。

○藤井議会事務局係長 仕切り紙がありまして、それをそのままコピーしたので白紙が入っております。

○伊藤委員長 はい。ほか、よろしいですか。

○土井委員 今田さんが前金払調書、前金払調書は、そりゃ、事務屋さんでもいいんでしょうが、この検査調書の何じゃったかいね。これか。「上記の業務について、契約書、報告書その他関係書類に基づき検査を行った結果、相違なく出来形を確認する」という押印がしてある記名。押印がしてあるんですが、これは形式的にやった。そりゃどうなんかね。裁判とかなんとか出たら、必ず今田さんが矢面立たんにやいけんわけいね。

○伊藤委員長 ええですか。その他よろしいですか。

○三原委員 再確認ですけど、今田さん。今田さん。これはつくられたのは、だれがつくられたんですか。

○今田クリーンセンター所次長 業務支援のお2人の技術職の方です。（発言する者あり）

○松村委員 名前は、具体的にだれなんですか。

○今田クリーンセンター所次長 浅井と岡本で。

○伊藤委員長 よろしいですね。

○土井委員 ちょっと確認だけ。今田さんは中身はわけはわからんまんま、業務支援の人がええでっせと言ったからついたという。この業務検査調書は印鑑をついたと、こういうことで、解釈しとっていいですね。

○今田クリーンセンター所次長 一応、その分につきましては、一応、説明は受けて印鑑を押したということでございます。

○土井委員 いや、説明を受けて印判をついたということは、説明を受けたことと、説明をしてもらったことを全部理解をして印判つかれたというのは、全然違うんじゃないけど。理解して印判つかれたんなら、これ、今、教えてほしいんじゃないけど。理解してついてないんなら、それはそれでええですけども。説明を理解してついたんなら、理解をしちよってでしようから、教えてほしいなと思って。

○今田クリーンセンター所次長 数量的なこととか、計算方法ということは、こちらのほうはわかりませんが、こういったことになって、こういうふうになるから、積み上げで、こういう数字上がりますよということでの説明を受けておりますので、その分につきましては確認ができたということでございます。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○三原委員 ちょっとようわからんのですが、これね、これ、今、今田さんは市がつくつ

たと言われました。業務支援がつくったと、作成したと。業務支援の人が作成されて、これを業務支援の方がチェックされたということではないですか。

○伊藤委員長 要は、業者がつくったもんなんじゃないですかということです。

○今田クリーンセンター所次長 一番右側の分は検査数量がございますね、あれをチェックされたのが市の方です。それで、この書類自体が、そうですね。一番右側の第1回中間検査数量というの。これは市のほうでチェックをして、それで計算をされたということですよ。

○三原委員 さっき、私が聞いたのは、これはだれがつくられましたかって聞いたら、業務支援がつくったと言われましたね。市の業務支援の者がつくりましたと。それで間違いがなければ、間違いはないでいいんです。いや、今田さんに。

○伊藤委員長 ええでしょ、所長でも。

○吉村生活環境部次長 大変申しわけございません。私のほうでつくったと申し上げましたが、これは申請書は維新がつくったものでございます。今、申し上げましたように、一番右端にございますけれど、これにそれぞれ、私のほうの業務支援が、2名が確認をして数字を入れたということでございます。

○土井委員 いや、だんだんわからんようになってきたけど、今、吉村所長さんの説明では、一番右の分が、右の欄が空白になっちゃうのが業者から出てきて、検査の結果、一番右の数字は市の業務援助の人が記入をしたというような説明だったけど、それでええんですか。

○吉村生活環境部次長 大変申しわけございません。これは維新がつくって、維新が一番右側の数量等も今回の出来形ということで上げてきた数量だということでございます。

○木村委員 土井さんが聞いてならええんですが。確認ですけど、そうすると、この第1回中間検査数量という表がありますよね。これは全部維新の側から出てきて、一番、この部分払いで必要なのは、この一番右の欄ですよ。この中で、どのくらい、今、できちよるかというのが必要なんで、一番右の第1回中間検査数量というのも、維新の側が申告してきて、そして、それを本当にそのとおりになるとるかっちゃうのを業務支援が確認したと。大体このとおりになるとるということを今田さんが報告を受けて、印判をついたと。こういうことですね。

○伊藤委員長 よろしいですか。そういうことでよろしいですね。

○吉村生活環境部次長 はい。

○田中健次委員 契約書を見ると、最初に業者さんが部分払いを請求しようとするときは、あらかじめ当該請求にかかわる業務の出来形部分の確認を、甲ですから、市にまず請求す

ると。市は、前項の場合において、請求受けた日から14日以内に業者の立ち会いの上、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を、乙ですから、業者に通知すると。だから、市が、これ数値を確認するんじゃないです。はい。その数字が、この一番右の欄に出てるということじゃないんですか。違うんですか。

○今田クリーンセンター所次長 これをもとに確認をしたと。一番右側の……。

○伊藤委員長 すみません。マイク持ってください。

○今田クリーンセンター所次長 一番右側の分が数量ございますね。それをもって確認をしたということです。

○田中健次委員 そうすると、この数字は業者さんが出された数字で、その数値を市のほうが、市の技術職員が確認をして、ちょっと微修正があったかもしれないけれども、そういうことをして最終的に出てきた数字だと。こういうことでいいわけですね。

○今田クリーンセンター所次長 はい。それでいいと思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。——はい。

すみません。突然呼びいたしまして、ありがとうございました。よくわかりました。退席していただいて結構でございます。

〔生活環境部次長 吉村 和幸君 退場〕

〔クリーンセンター所次長 今田 芳隆君 退場〕

○伊藤委員長 体育館のほうの工事請負の仮契約書がこちらに来ております。今、配付した物でございます。これ何やったのですかいね。何が要るって言いよった。（「前払と部分払が両方あるかって」と呼ぶ者あり）

これ設計委託じゃ、これ工事請負になっちゃうじゃないですか。これじゃないよ。工事じゃなくて、設計委託じゃから、設計委託に遅延があるかどうかということが大事なんです。これは工事じゃから、当然ある。

すみません。不規則発言は控えてください。休憩をとりましょうか。（「うん」と呼ぶ者あり）はい。暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時55分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

1点、ちょっと確認いたしますが、先ほど職員が来られて途中になりましたが、②が技術職員が行っておるというようなことを言えるということでありましたが、今聞きましたら、実際には技術職員が行って、名目上というか、押印を事務職員がしたというようなこ

とになっておるんで。その部分を入れるという形のほうが正確かと思いますが、それでいかがでしょうか。

○土井委員 いや、それは全く参考人招致でも証人喚問でもないし、本当かうそかもわかりませんわいね。本当言うと。だから、それは、そして公文書というのは、やっぱり実際に検査した人間が検査すべきであって。そういう意味においては有効性はないという、断言していいと思いますよ。

○伊藤委員長 ちょっと、どう表記する。

○土井委員 いや、だから。要するに、実際には、あれがした、これがしたということはない。要するに、裁判所出たって、そうなんですけども、今田さんが検査をしたことになっとるわけでしょ。

○伊藤委員長 なるほどね。

○土井委員 だから、事務職員が検査をしたことがおかしいと。

○伊藤委員長 そういう表記でよろしいですか。

○土井委員 僕はそうだと思います。

○田中健次委員 委託であるからちゅうて、さっき言われましたよね。

○土井委員 いや、委託っちゅうのは、都合のいいとき委託、都合のいいとき工事をとって言いよるけども。——すみません。言いよるけど、それは詭弁と言うんですよ。はよ言や。いや、委託ならね、すべてを、契約の内容から含めてすべて委託でやってほしいの。

○伊藤委員長 いやいや、それを入れるということではいかがですか。委託ということを理由にそうしたと。（「うん」と呼ぶ者あり）で、ほかのところにも、前回の中間報告書にも書いて、同じようなニュアンスありますが、あるときは工事、あるときは委託ということで、ええとこどりしちよるというような指摘をするということではいかがでしょうか。

○土井委員 だから委託って言うんじゃないたら、勘場川はだれが工事検査したかって聞きたい、はっきり言って。委託、委託というんじゃないたら、それに類似したのは勘場川ですよ。JRに委託しちよるのね。

○伊藤委員長 すみません。方針は報告書の取りまとめを行うと。

○土井委員 今、報告書の取りまとめの項目で入っていきよるわけですか。

○伊藤委員長 もう前回確認いたしましたとおり、報告書をまとめるという方向に向かっておりますんで。

○土井委員 僕は何点か言わせてもらっていいです。

○伊藤委員長 いや、ちょっと待ってください。今、2番のことについてを確認しよるわ

けです。多分、それを何点かやると、もう昼も超えて、しまっていくんで、また、それは次回行きましょう。今回のこと、先ほど途中になりましたんで、その部分はそういった表記でいいか。それとも次回に持ち越すかでも結構ですが、いかがでしょうか。

○木村委員 委員長。

○伊藤委員長 はい。

○木村委員 もう1回、どういう表記をするか。

○伊藤委員長 問題点として、工事の検査。部分払に関する工事の検査を事務職員が行っているということが問題点であると。その理由として、委託であるということを理由としておるが、本事業については、あるときは委託、あるときは工事という性格のものを使い分けてると。このことが問題であるということではいかがでしょうか。

○土井委員 そうでもええんですけど、要するに、業務委託のと言っておるが、業務委託の内容は技術屋さんにしかチェックできない内容となっており、事務屋が工事検査をしたのはいかんじやろうということじゃないかと思うんですがね。

○伊藤委員長 このこと自身を——わかりました。わかりました。

今の土井さんの意見でどうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 じゃあ、そのようなニュアンスで盛り込んでいきます。

○重川委員 今でおおむねいいんですけどね、一つ一つを聞いていくとおかしいところがあるんですよ。今の出来形検査申請書にしても、前回問題になりましたが、受付印というか、受発番号もとってない、責任者の印鑑もない。そういうことからして。それから、その後ろについておる、きょう問題になったその検査数量の……。

○伊藤委員長 重川委員、先ほど土井委員にも言ったんですが、今、私が聞いた部分がいかが、悪いかを……。

○重川委員 それはいいんですよ。

○伊藤委員長 ええなら、それ以外のことをやると時間もということ申しましたんで、次回以降で、すみません。お願いします。そうすると、ほかにも意見がいっぱい出てきますんで。それで終わりということじゃありませんので。よろしいですかね。今のことは盛り込むということで。そのほかは盛り込まんとか、盛り込むとかは別として、事務職員がやったことがおかしいと。業務委託を理由にしているが、工事内容が技術職員がすべきものであるということ、指摘の仕方ではよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 はい。では、そういう指摘は盛り込ませていただくということを確認をし

ておきます。

時間もまいりましたので、本日の調査は以上にいたしたいと思います。

委員会を散会いたしますが、次回の開催についてですが、次回協議会での開催のほうが性格上ふさわしいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 はい。

○木村委員 委員長、確認ですけど。そうすると問題になってる①と③は持ち越しという。

○伊藤委員長 持ち越しです。

○木村委員 はい。わかりました。

○伊藤委員長 調整して御連絡しましょうか。（「そうしてください」と呼ぶ者あり）

じゃあ、次回協議会については、また調整して御連絡いたします。委員会についても、その後の様子を見ながら調整して御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは皆さん、御起立を願います。

本日の委員会はこれにて終了いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 1 0 分 散会

防府市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 1 1 月 1 8 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央